

一時預かり事業に関する資料

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付け5文科初第2592号，こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長 こども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」より抜粋

1 及び 2 省略

3 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や，保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に，乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について，主として昼間において，保育所，幼稚園，認定こども園その他の場所において，一時的に預かり，必要な保護を行う事業。

4 実施方法

（1）一般型

① 実施場所

保育所，幼稚園，認定こども園，地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など，一定の利用児童が見込まれる場所を実施すること。

② 対象児童

主として保育所，幼稚園，認定こども園等に通っていない，又は在籍していない乳幼児とする。（後略）

③ 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第1号イ，ニ及びホ^{*1}に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第36条の35第1項第1号ロ及びハ^{*2}の規定に基づき，乳幼児の年齢及び人数に応じ，専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として，当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し，そのうち保育士を1/2以上とすること。また，当該保育従事者の数は2名を下することはできないこと。（後略）

⑤～⑧ 略

（2）～（7） 略

5 利用者負担軽減

（1）内容

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という）の児童が，本事業による支援を受けた場合における，当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して，その一部の補助を行う。

（2）対象類型

対象となる類型は，次のアからエに該当する実施方法とする。ただし，「緊急一時預かり」を除く。

ア 4 (1) に定める「一般型」

イ～エ 略

(3) ～ (6) 略

6 留意事項

(1) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知)に従い、速やかに報告すること。

(2) ～ (7) 略

7 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。(後略)

8 略

(※1, 2) 児童福祉法施行規則(抜粋)

第36条の35 法第34条の13に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- 一 イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。
- ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項^{※3}の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士(略)その他市町村長が行う研修(略)を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士(略)であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。
- ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。
 - (1) 当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき
 - (2) 当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができること
- ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
- ホ 略

(※3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の要約

保育士の配置基準

乳児おおむね三人につき一人以上

満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上

満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上

満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上